

(別添)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現

行

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

改 正 案		現	
第一種特定化学物質 一〜五(略)	製 品	第一種特定化学物質 一〜五(略)	製 品
六 ビス(トリブチルスズ)ニオキシド	一 防蝕剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)及び印刷用インキ 三 漁網	六 ビス(トリブチルスズ)ニオキシド	一 防蝕剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。) 三 漁網
七〜九(略)		七〜九(略)	